

卒業生子女及び職員子女入学金取扱規程

平成24年12月6日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学という。」）を「卒業した者及び本学に在職する専任の職員（有期雇用契約の者は除く。）」（以下「入学金負担者」という。）が、本学に子女を入学させるときの入学金の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この規程において子女とは、入学金負担者が現に扶養している一親等直系卑属をいう。

(入学金の取扱い)

第3条 この規程の適用を受けた入学金負担者の子女に係る入学金は、全額免除とする。

(適用)

第4条 入学金負担者が死亡等により戸籍から抹消（除籍）された場合であっても、本学を卒業又は本学に在職していたことを証明することができ、子女であることを立証できたときは、この規程を適用することができる。

2 本学の他の規程や制度等に基づき学費等の減免を受ける場合は、この規程は適用しない。

3 入学金負担者が刑事処分又は懲戒処分を受けている場合は、この規程は適用しない。

(申請手続)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、入学金免除返還申請書（別紙様式）に次に掲げる書類を添付のうえ、理事長に申請するものとする。

(1) 合格通知書の写し

(2) 本学を卒業した者の卒業証明書

(3) 住民票等（親子関係が証明できるもの）

(4) 入学金納付領収書

2 入学金免除の申請期限は、入学金負担者の子女が入学した年度の春学期授業終了日までとする。

(免除額の取扱い)

第6条 本学に在職する専任の職員がこの規程の適用を受けた場合、この入学金免除による経済的利益は、当該職員の所得として税法上の取扱いをする。

(所管)

第7条 この規程に関する事務の所管は、総務部財務課とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(特例措置)

1 本規程に規定する「卒業した者」には、札幌大学女子短期大学部を卒業した者を含む。

(施行期日)

2 この規程は、令和5年6月30日から施行する。

別紙様式（略）